

設計業務委託仕様書

京都市立洛北中学校校舎増築その他工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

京都市都市計画局公共建築部公共建築建設課

令和7年6月

第1章 設計業務概要等

1 委託業務名

京都市立洛北中学校校舎増築その他工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

2 履行期間

契約の日の翌日から令和9年1月29日まで

3 本業務の範囲

本業務は、(1)の基本設計及び実施設計並びに(2)の実実施設計を行うものである。

(1) 京都市立洛北中学校整備事業校舎棟増築及び既存校舎改修工事

(2) 京都市立洛北中学校整備事業に係る武道場ほか解体撤去工事

4 本業務の対象となる計画施設概要

(1) 施設名称 京都市立洛北中学校

(2) 施設用途 中学校

(3) 敷地所在 京都市左京区岩倉忠在地町 823 番地
(別紙1「付近見取図」参照)

(4) 敷地条件

ア 敷地面積 約15,297平方メートル

イ 都市計画制限等

ア 用途地域	第一種低層住居専用地域
イ 建ぺい率	40%
ロ 容積率	60%
ハ 高度地区	10m高度地区
ニ 防火地域	指定なし(22条区域)
ホ 景観保全	風致地区第3種地域 遠景デザイン保全区域
ヘ 屋外広告物	第2種地域
コ その他	埋蔵文化財包蔵地(岩倉忠在地遺跡(一般遺跡)) 宅地造成工事規制区域

5 本業務の概要

(1) 設計趣旨

京都市立洛北中学校は、近年校区内の生徒数及び学級数の増加により、普通教室不足となり、学校運営上必要な諸室が不足し続ける状況となっている。また、文部科学省の方針により、中学校において、令和8年度以降35人学級が導入されることに加え、京都市の中学校において令和10年度中の実施を目標に進めている全員制中学校給食からも、校舎において学校生活の変化に対応できる可変性及び利便性の向上が求められる。

本事業では、このような課題の解決と生徒の教育環境の充実及び教職員の労務環境の改善を図るため、新校舎棟の増築及び既存校舎棟の整備等の計画を行う。

	現況※		整備後
	生徒数	現在の教室数	整備後の教室数
1年	247人	7（育成学級を除く）	9（育成学級を除く）
2年	277人	7（育成学級を除く）	9（育成学級を除く）
3年	310人	11（育成学級を除く）	11（育成学級を除く）
計	834人	28（育成学級を含む）	31（育成学級を含む）

※令和7年5月時点

(2) 業務概要

本業務の履行に当たっては、別添「京都市立洛北中学校整備事業 基本計画説明書」のほか、以下の概要に基づき、基本方針、予定総工事費及び現場の状況等を調査・把握・再検討のうえ優先順位を付与して基本設計をまとめ、その後、実施設計を行うものとする。

ア 洛北中学校整備事業校舎棟増築及び既存校舎改修工事に係る基本設計及び実施設計

(ア) 増築建物の概要

a 規模・延べ面積

名称（仮称）	階数	延べ面積
校舎棟	4階建て	計1,650㎡程度
渡り廊下A	3階建て	
渡り廊下B	平屋建て	

b 耐震安全性の分類

- ・構造体 Ⅱ類（安全率1.25）
- ・建築非構造部材 A類
- ・建築設備 乙類

c 与件

- ・ 高さ 14 m の増築に当たり、10 m 高度地区に位置しているため、高さ制限の許可が必要である。
- ・ ZEB Ready 基準相当以上 ($BEI \leq 0.5$) とすること。
- ・ 京都市脱炭素仕様に適合させるとともに、CASBEE 京都の A ランク以上を確認すること。
- ・ 基本計画とおり増築する場合、敷地内の容積率は最高限度に近い計画となっている。このことを踏まえ増築及び改修計画に配慮すること。
- ・ 風致地区第3種地域の基準に基づき、増築建物は景観に配慮したデザインとするとともに、敷地内の景観に配慮すること。

(イ) 増築に関する留意点

- ・ 校舎棟は、管理諸室、多目的ホール、図書室、昇降口等を配置する。
- ・ 構造種別は及び仮設計画は、学校運営における諸条件を調査のうえ、既存校舎を運営しながら工事するにあたり最適なものを検討とすること。
- ・ 令和 10 年度中の実施を目標に進めている全員制中学校給食を配慮した計画とすること。
- ・ 校舎棟建設予定地及び周囲には学校運営において重要な給水管・排水管・消火管・電気配線等が敷設されていることから、校舎棟の増築に先立ち、電気設備及び機械設備の切り回しを行うこと。学校運営及び他工事等に支障がでないような切り回し計画とすること。また、増築工事が本格的に開始するまでに先行して実施する必要があるため、施工期間を配慮した計画とすること。

(ウ) 改修概要

- ・ 普通教室等の学校運営上不足している諸室や特別教室の再配置を行う。
- ・ 下記のうち 2,000 m² 程度の改修

名称	構造	階数	延べ面積
南校舎	鉄筋コンクリート造	2 階建て	約 700 m ²
北校舎	鉄筋コンクリート造	3 階建て	約 1,850 m ²
本館	鉄筋コンクリート造	4 階建て	約 3,900 m ²

(エ) 改修に関する留意点

以下を踏まえ計画すること。

- ・ 全ての校舎が増築棟と 1 棟となることに伴う現行法の適合理化
- ・ 改修室はバリアフリー化を配慮した計画とすること。
- ・ 新校舎棟同様に令和 10 年度中の実施を目標に進めている全員制中学校給食を配慮した動線を検討し提案すること。
- ・ 既存校舎を利用しながら改修を行うため、学校運営を考慮した改修計画とすること。
- ・ 特別教室のレイアウトと家具の提案

(オ) 電気設備の概要

電灯設備、動力設備、受変電設備、太陽光発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備（電気時計等）、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監

視カメラ設備、自動火災報知設備、盤類、配管等塗装（屋外・屋内）、その他必要な電気設備一式

(カ) 機械設備の概要

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、盤類、配管等の保温及び塗装（屋外・屋内）、その他必要な機械設備一式

イ 京都市立洛北中学校整備事業に係る武道場ほか解体撤去工事

(ア) 解体建物の概要

名称	構造	階数	延べ面積
武道場	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	平屋建て	約 420 m ²

(イ) 解体に関する留意点

- ・解体後はテニスコートに改修する予定である(別途工事)
- ・現地調査を行い、現況と既存図面とを照合のうえ、現況が図面と異なる部分や、解体設計として必要なものについては新たに図面を作成すること。

(ウ) 電気設備の概要

上記に係る電気設備一式

(エ) 機械設備の概要

上記に係る機械設備一式

ウ その他

(ア) 外構付帯工事

物置、門の整備、校内舗装、職員用駐車スペースの整備、植栽、雨水排水、校内舗装等必要な屋外付帯一式等

(イ) 付帯施設整備に関する留意点

- ・現行法の適法化
- ・景観に拝領した外構計画とすること
- ・職員駐車場及び駐輪場の検討

6 建設条件

整備スケジュールは下表及び別添「基本計画説明書」による。なお、相違がある場合は下図を優先する。

基本設計		契約から 令和 7 年 12 月	基本設計
実施設計	申請関係	令和 8 年 1 月頃から 令和 8 年 7 月まで	許認可申請等 (参考：建築基準法第 5 8 条に基づく高さの許可の標準処理期間は 6 か月程度)
		令和 8 年 8 月頃から 令和 8 年 10 月まで	計画通知
	設計関係他	令和 8 年 1 月から 令和 8 年 10 月まで	校舎棟増築及び既存校舎改修工事※ ¹ (建築工事) (令和 8 年 1 1 月設計)
		令和 8 年 1 月から 令和 8 年 12 月まで	校舎棟築及び既存校舎改修工事※ ¹ (電気設備工事、機械設備工事)
		令和 8 年 1 月から 令和 9 年 2 月まで	武道場ほか解体撤去工事※ ²
工事		令和 9 年 3 月	校舎棟増築及び既存校舎改修工事※ ¹ (建築工事) に係る工事請負契約の開札
		令和 9 年 4 月下旬頃	校舎棟増築及び既存校舎改修工事※ ¹ (電気設備工事、機械設備工事) に係る工事請負契約の開札
		令和 9 年 7 月	校舎棟増築及び既存校舎改修工事※ ¹ に係る工事着手
		令和 10 年 12 月頃	武道場ほか解体撤去工事※ ² に係る工事着手

※ 1 第 1 章 3 (1)京都市立洛北中学校整備事業校舎棟増築及び既存校舎改修工事を示す

※ 2 第 1 章 3 (2)京都市立洛北中学校整備事業に係る武道場ほか解体撤去工事を示す

7 その他留意点

- (1) 本委託業務は「京都市立洛北中学校整備事業 基本計画説明書」(以下「基本計画」という。)に基づき設計を行う。
- (2) 基本設計においては、基本計画の内容の点検を実施し、必要に応じて改善案等を提案すること。特に工事中的同線計画、仮設計画、ゾーニング、景観に配慮した外観デザイン及び建設コスト削減及び工期短縮案について検討し提案すること。
- (3) 増築する校舎棟は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する「標準入力法」により建築物の省エネルギー性能を確認し、発注者の置く監督員(以下「監督員」という。)に報告する。
- (4) 「京都市公共建築物脱炭素仕様」に基づき、増築する棟については積極的に木質化を図るものとする。また、CASBEE 京都 A ランク以上を実現する。
- (5) 校舎棟等の増築に係る計画通知を行うに当たり、関係課と協議、既存建築物の調査及び報告等が必要となる。また、建築基準関係規定を含めた関連法令に関する協議、申請等についても確認のうえ、関係課との協議、手続きを行うこと。
- (6) 京都市風致地区第 3 種地域に基づき、敷地全体の景観に配慮すること。

- (7) 増築する校舎棟等の使用に当たっては、建築基準法第7条の6に基づく承認を想定しているため、関係課と協議、申請書の作成等を行うこと。
- (8) 雨水流出抑制のための対策を検討すること。
- (9) 地震等による落下防止に配慮した天井の選定を行うこと。
- (10) 本整備事業では、既存校舎を利用しながらの解体、増築、改修工事を実施することになる。限られた期間、スペースでの工事となるため、厳しい施工条件となることが想定される。仮設計画作成に当たっては、具体的な施工計画の検討をし、安全・騒音に対し十分に配慮すること。
- (11) 既存校舎については、本市が貸与する既往の耐震診断結果報告書のとおり耐震診断を実施のうえ、必要に応じ耐震改修済みである。本工事に伴い、一部、躯体の撤去等を行うため、耐震性能の検討を行う。検討の結果、耐震補強が必要となった場合は、監督員と協議し、指示を得る。また、耐震補強が不要な場合においても、既往の耐震診断結果報告書を基に耐震性能に問題がないことを確認のうえ、報告書を提出すること。
なお、監督員と協議の結果、耐震補強を行うことになった場合は、耐震補強設計に係る費用及び耐震改修判定等に係る費用を増額変更する。
- (12) 基本設計の概算書作成にあたっては、現在の経済情勢を踏まえ、刊行物の活用や見積徴取を行う等により、実施設計における工事費単価との乖離が小さくなるよう検討すること。
- (13) 本委託業務の基本設計期間中に、地質調査を別途実施予定である。調査の内容（位置、深度、物理試験等）について、結果速報に基づき助言を行うこと
- (14) 建物の履歴、図面及び現地調査をもとに、アスベスト及びP C Bの含有が想定される建材を提示すること。さらに、アスベストについてはレベル1から3までに区分のうえ、分析調査必要箇所を提示すること。
- (15) 電気設備、機械設備について現況調査を実施したうえで、「撤去機器、配管、配線、ダクト、アスベスト・P C B等有害物質含有建材、外構設備の仕様・配置」、「給排水、ガス等の外部接続部の処理」等を記載した撤去図を作成、撤去数量積算を行い、内訳書を作成すること。詳細については、「既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤去工事基本方針」（別紙2）、「既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去工事設計方針」（別紙3）によること。
- (16) 許認可を所管する関係庁等が要求する説明資料のほか、施設別の面積表、色分け平面図などの施設管理及び国庫補助申請に必要な図書等を作成すること。
- (17) 基本設計の一部として、電気・機械設備工事においては、教室、廊下等各場所ごとの諸元表を作成する。
- (18) その他の設計と条件については、本業務において指示する。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1 一般業務

一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号(以下「告示」という。)別添一第1項に掲げるものとし、範囲は別表第1-1及び別表第1-2のとおりとする。

なお、別表3-1及び別表3-2に業務内容の補足を記載している。

2 追加業務

追加業務の内容及び範囲は、別表第2に記載のとおりとする。

なお、別表3-1及び別表3-2に業務内容の補足を記載している。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受注者が業務の実施のために、監督員との打合せを開始することをいう。

2 業務条件

受注者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 本書第1章及び第2章の内容、適用基準図書及び別添の資料に基づき業務を行う。
- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記する。
- (6) 増築を行うに当たって必要となる関係法令適合調査を行い、本業務の計画通知にて建築基準法第12条5項による報告を行うこと。既存建築物の改修、簡易倉庫等の解体及び塀や擁壁の改修等が必要となる場合は、その改修図や解体図も作成し、提出すること。
- (7) 計画通知が必要な場合は、建築基準法及び建築士法に規定する設計者は、受注者とする（計画通知図書及び実施設計図書に建築士法第20条の規定に基づく表示を行うこと。）。
- (8) 計画通知図書の審査及び建築物等の完了検査の結果、建築基準関係規定に適合しないことを認められたときは、受注者の負担により責任をもって適法な図面とする。ただし、計画の変更に係る措置（設計段階では、予測不可能な施工上の条件等の変更及び施工者による施工不良等による計画の変更等を除く。）については、発注者及び受注者との協議によるものとする。
- (9) 建築基準法第18条に基づく計画の通知先は京都市とする。ただし、合理的な理由があり、監督員が承諾した場合は変更することができる。
- (10) 設計完了後における計画の変更については、構造計算を再度行う必要がない程度のもの等については、受注者はこれに必要な業務を発注者に委任する。また、構造計算を再度行う必要がある計画の変更等については、発注者はこれに必要な業務を受注者に追加で発注する。
- (11) 受注者は、月間業務報告書と月間業務予定表を毎月5日までに提出する。

- (12) 受注者は、下表に記載のある成果物については各期限までに提出し、監督員の確認を受けたうえで、令和9年1月29日までに成果物を提出する。

成果物の種類		期限
別表4-1及び別表4-2に記載の基本設計引き渡し成果物		令和7年12月26日
校舎棟増築及び既存校舎改修工事※ ¹ (建築工事)	実施設計図面	令和8年9月30日
	内訳書、数量計算書及び参考見積書等	令和8年11月6日
校舎棟増築及び既存校舎改修工事※ ¹ (電気設備工事、機械設備工事)	実施設計図面	令和8年11月30日
	内訳書、数量計算書及び参考見積書等	令和8年12月25日

※1 第1章3(1)京都市立洛北中学校整備事業校舎棟増築及び既存校舎改修工事を示す

※2 期限を変更する場合は、監督員との協議による

※3 監督員が別途指示する場合は、当該指示する期限までとする

3 電子納品

- (1) 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、原則すべての成果品とする。
- (2) 図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領(案)（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体(CD-R等)で3部提出する。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者で協議のうえ、決定する。

4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、第3章2の業務条件、第3章12の貸与品等によるほか、次の内容が記載された国土交通省大臣官房官庁営繕部・国土交通省住宅局建築指導課・その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

(1) 建 築

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 各部設計の指針に関するもの

- エ 設計図書の一部として作成されているもの
 - オ 建築積算に関するもの
 - カ 耐震診断及び耐震改修設計に関するもの
 - キ その他
- (ア～キの詳細は別紙適用基準図書の一覧(1)建築による。)

(2) 設 備

- ア 設計指針に関するもの
 - イ 設計図書作成に関するもの
 - ウ 設計図書の一部として作成されているもの
 - エ 積算に関するもの
 - オ その他
- (ア～オの詳細は別紙適用基準図書の一覧(2)設備による。)

5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ、監督員と協議し承諾を受ける。

6 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

- ア 業務工程表 1 部
- イ 管理技術者等通知書（管理技術者及び設計担当者の経歴書を含む。） 1 部
- ウ 再委託承諾申請書 1 部

(2) 前払時（前払金を請求する場合）

- ア 前払金支払請求書 1 部
- イ 保証証書 1 部

(3) 完了時

- ア 完了通知書 2 部
- イ 成果物納入届 2 部
- ウ 請求書 1 部

7 プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、本市が特別の理由があると認めた場合を除き、技術提案書により提案された履行体制により、業務を履行しなければならない。

8 再委託

業務委託契約書（以下「契約書」という。）第10条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

なお、契約書は、本市行財政局管財契約部契約課のホームページに掲載している。

(URL：<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)

9 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10 監督員の権限

契約書第13条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

11 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、本業務において、建築・電気・機械の設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、1級建築士資格取得後5年以上の建築設計実務経験を有する者でなければならない。また、管理技術者は、(2)の建築担当主任技術者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(2) 受注者は、次の各号に掲げる設計担当技術者を選定しなければならない。

なお、業務履行期間中において、設計担当主任技術者等が業務を担当するに当たり、著しく不適当であると監督員がみなした場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

ア 建築担当主任技術者（次の⑦～⑩のいずれかに該当する者）

⑦ 1級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者

⑧ 2級建築士資格取得後7年以上の建築設計実務経験を有する者

注1 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写真・設計補助等）、建築設計に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

イ 耐震診断実施者

1級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者で、⑦に該当する者又は⑨～⑩のいずれかに該当する講習会の受講修了者

⑦ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則」第5条1項一号に定める者のうち、「鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」又は「鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」を修了した者又は同項二号に定める者

⑨ 一般社団法人文教施設協会主催のいずれかの講習会

a 平成13年12月の「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造（屋内運動場等）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

b 「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂）・鉄骨造（屋内運動場等）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

c 「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

⑩ 一般財団法人日本建築防災協会主催のいずれかの講習会

a 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2017年改訂版）講習会」

- b 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針（2009 年改訂版）講習会」
- c 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針（2011 年改訂版）講習会」

ウ 電気設計者（次の⑦～⑫のいずれかに該当する者）

- ⑦ 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑧ 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑨ 1 級電気工事施工管理技士資格取得後 3 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑩ 大学(電気に関する専門課程)卒業後 5 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑪ 高等学校(電気に関する専門課程)卒業後 8 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑫ 10 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

注 1 上記⑨～⑫に記す実務経験年数の 2 分の 1 を上限として、「電気設備設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

注 2 「電気に関する」とは、「電気」、「建築」など建築設備と関連のある名を冠する学科をいう。

注 3 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図・設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

エ 機械設計者（次の⑦～⑫のいずれかに該当する者）

- ⑦ 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑧ 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑨ 1 級管工事施工管理技士資格取得後 3 年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑩ 空調衛生工学会の設備士資格取得後 3 年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑪ 大学(機械に関する専門課程)卒業後 5 年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑫ 高等学校(機械に関する専門課程)卒業後 8 年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑬ 10 年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

注 1 上記⑨～⑬に記す実務経験年数の 2 分の 1 を上限として、「機械設備設計の実務経験」を「機械設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

注 2 「機械に関する」とは、「機械」、「建築」など建築設備と関連のある名を冠する学科をいう。

注 3 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図・設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

オ その他の技術者

設計する建築物が建築士法の規定にて構造設計 1 級建築士又は設備設計 1 級建築士に構造関係規定又は設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めることが義務付けられている場合、当該資格を有する者に当該規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

積算業務に従事する者は、社団法人日本建築積算協会が付与する建築積算資格者とする。

12 貸与品等

契約書第20条第1項に定める貸与品等は次のとおりとする。

(1) 貸与品

品名	形式	引渡時期	返却時期
基本計画説明書（抜粋）（データ）	PDF、CAD（JWW） 一部 Excel		
既往の耐震診断結果報告書	紙、PDF		
既存建物設計図（建築） S33 屋内体操場（①） S46 南校舎（⑩） S49 北校舎（⑫－1） S52 北校舎（⑫－2）、体育器具庫⑬ S53 本館（⑮－1）、受水槽 S54 本館（⑮－2） S55 本館⑳ H10 本館一部内装改修 H12 北校舎一部内装改修 H13 本館一部内装改修 H14 武道場屋根改修 H15 北校舎外壁改修 H15 武道場外壁改修 H15 本館（⑮－1、⑮－2）耐震改修 H13 渡り廊下2 H19 北校舎便所改修 H8 渡り廊下1 H26 武道場耐震改修 H28 南校舎サッシ改修 H30 本館便所改修 R4 南校舎便所改修	TIF 一部 CAD データ （JWW）	設計着手時	設計完了時
既存建物設計図（電気） S46 南校舎⑩ S49 北校舎⑫-1 S52 北校舎⑫-2 S53 本館⑮-1 S54 本館⑮-2 S55 本館⑳ H10 本館一部改修 H15 本館⑮-1, 2 耐震改修 H16 南校舎、本館⑳⑮-1, 2 空調設置 H19 校内情報通信設備改修 H19 北校舎便所改修 H26 武道場耐震改修 R4 南校舎便所改修	TIF 一部 CAD データ （JWW）	設計着手時	設計完了時

既存建物設計図（機械） S46 南校舎⑩ S49 北校舎⑫-1 S52 北校舎⑫-2 S53 本館⑮-1 S54 本館⑮-2 S55 本館⑳ H3 本館⑮-1 空調設置（4F:1 室） H5 下水管接続替 H7 北校舎⑫-1（2, 3F:4 室） H7 北校舎⑫-2（2, 3F:4 室） H8 本館⑮-2 空調設置 職員室 H8 本館⑮-2 空調設置 保健室 H9 プール設備 H9 水中揚水ポンプ改修 H10 本館⑳空調設置（4F:1 室） H10 本館⑮-2 便所改修 H13 本館⑮-1 空調設置（1F:1 室） H13 北校舎⑫-2 空調設置 図書室 H13 本館⑳ 空調設置 図書室 H15 本館⑮-1, 2 耐震改修 H15 ガス管改修 H17 南校舎、本館⑳⑮-1, 2 空調設置 H18 南校舎 空調設置（1F:1 室） H18 本館⑳ 空調設置（1F:1 室） H19 北校舎便所改修 H29 北校舎⑫-1, 2 空調改修 H30 本館⑮-2 便所改修 R4 給水管、南校舎便所改修 R7 南校舎、本館⑳⑮-1, 2 空調改修	TIF 一部 CAD データ (JWW)	設計着手時	設計完了時
地質調査報告書(委託期間内に実施予定)	紙及びオリジナルデータ	委託終了後	設計完了時

(2) 支給品

品名	数量	引渡場所	引渡時期
設計業務委託要領（PDF データ）	1	公共建築 建設課	設計着手時
標準単価表（金抜き）事務所貸出用 （RIBC2 データ）	1		
特記仕様書（CAD データ）	1		
工事区分表（CAD データ）	1		
鉄筋コンクリート工事標準図（CAD データ）	1		
既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤 去工事基本方針	1		
既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤 去工事基本方針	1		

13 委託料の支払条件

- (1) 前金払
委託料の30%以内とする。
- (2) 部分払
部分払は行わない。
- (3) 完了払
完了後に支払う。

14 部外折衝等

- (1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分把握すると共に、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務は受注者が行う。

15 打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出する。

16 条件変更等

受注者は、契約書第22条第1項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

17 一時中止

京都市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第24条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

18 履行期間の変更

受注者は、契約書第27条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

19 修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第36条第5項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。

なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、検査員の指示に従うものとする。

20 成果物

(1) 引渡し成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権は、京都市に無償で譲渡する。

(2) 業務完了後15年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

(3) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。

ア 原則、記載する製造者数は3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。

イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

(4) 受注者は、監督員が部分引渡しの指定を指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

21 検査及び引渡し

(1) 業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者から業務完了通知が提出された後、検査員が決定する。

(2) 受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。

(3) 前号の検査は、受注者の立会のうえ、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 成果物の検査

イ 業務管理状況の検査（業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

(4) 成果物の部分引渡しを行う場合は、前3号中「業務」とあるのは「部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分に係る成果物」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(5) 受注者が引渡す成果物は、別表第4-1及び別表第4-2の該当欄に○印のある成果物とする。

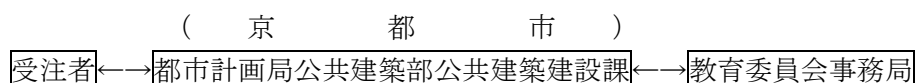
22 引渡し前における成果物の使用

京都市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第38条第1項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

23 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と京都市の間で協議を行うものとする。

24 業務連絡網



25 実施設計に係る図面目録（参考資料）

本項は、委託料を算定するに当たって本市が想定した図面目録を参考を示すものであり、委託する実施設計の成果を拘束するものではない。よって、実施設計の成果として、本図面目録と異なる内容の成果物となることは差し支えないものとする。

また、実施設計の成果物が本図面目録と異なる場合でも、設計変更の対象としない。ただし、設計条件が著しく変更となった場合は、協議による。

(1) 本書第1章-5-(2)-アの改修工事及びウに係る想定図面

工事区分	図面名称（参考）	枚数	備考
建築意匠	図面目録	0	新築工事に含む
	特記仕様書	9	CADデータ交付
	付近見取図・配置図	0	新築工事に含む
	工事区分表	0	新築工事に含む
	仮設計画	6	
	仕上表	4	
	平面図（撤去、改修）	5	
	立面図（撤去、改修）	4	
	断面図（撤去、改修）	2	
	矩計図	2	
	平面詳細図（撤去、改修）	30	
	断面詳細図	2	
	部分詳細図	3	
	展開図（撤去、改修）	30	
	天井伏図（撤去、改修）	3	
	建具図（撤去、改修）	9	
	家具詳細図	2	
	外構図（撤去、改修）	2	
	外構詳細図（現況・改修）	2	
	解体撤去図	1	
構造	仕様書、標準図	0	新築工事に含む
	伏図（各階）	2	
	軸組図	0	伏図に含む
	部材リスト	0	伏図に含む
	部分詳細図	2	

電気設備	図面目録	0	新築工事に含む
	特記仕様書	6	CADデータ交付
	付近見取図・配置図	0	新築工事に含む
	工事区分表	0	新築工事に含む
	仮設計画図	6	建築データ流用
	受変電設備図	2	
	機器姿図（強電、弱電共）	3	
	盤結線図	1 4	
	系統図（強電、弱電共）	6	
	現状・撤去図（強電、弱電共）	2 8	
	平面図（強電、弱電共）	2 9	
	平面詳細図（強電、弱電共）	3	
	構内配電、構内通信	4	
	エレベーター設備仕様書	0	CADデータ交付
	仮設図（強電、弱電共）	5	
機械設備	図面目録	0	新築工事に含む
	特記・標準仕様書	5	CADデータ交付
	付近見取図・配置図	0	新築工事に含む
	工事区分表	0	新築工事に含む
	仮設計画図	6	建築データ流用
	空調換気機器表（撤去、改修）	6	CADデータ交付
	空調系統図（撤去、改修）	4	
	空調換気平面図（撤去、改修）	1 2	CADデータ交付
	衛生機器、器具表（撤去、改修）	2	
	衛生系統図（撤去、改修）	3	CADデータ交付
	衛生平面図（撤去、改修）	1 8	CADデータ交付
	衛生屋外平面図・詳細図（撤去、改修）	4	CADデータ交付
	仮設図（空調衛生）	1	

(2) 本書第1章-5-(2)-イに係る想定図面

工事区分	図面名称（参考）	枚数	備考
建築意匠	図面目録（建築、電気、機械）	1	
	特記仕様書	3	CADデータ交付
	付近見取図・配置図	1	
	仮設計画	1	
	現況解体撤去図	1	
	解体撤去参考図	1 2	
	解体後敷地整備図	1	
電気設備	撤去平面図（屋外）	2	
	撤去平面図（屋内）	2	
機械設備	空調・換気設備解体撤去図	1	
	衛生設備解体撤去図	1	
	衛生設備解体撤去図（屋外）	1	

(適用基準図書の一覧)

(1) 建 築

ア 設計指針に関するもの

(ア) 建築基準法、日本建築学会基準等

(イ) 建築設計基準及び同解説

(一社)公共建築協会

イ 設計図書作成に関するもの

(ア) 建築工事設計図書作成基準

(一社)公共建築協会

ウ 各部設計の指針に関するもの

(ア) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
(整備マニュアル)

京都市都市計画局建築指導部

(イ) 建築構造設計基準

(一社)公共建築協会

(ウ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説

(一社)公共建築協会

(エ) 京都市雨水流出抑制施設設置技術基準

京都市上下水道局

エ 設計図書の一部として作成されているもの

(ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編

(一財)建築保全センター

(イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編

(一社)公共建築協会

(ウ) 木造建築工事標準仕様書

(一社)公共建築協会

(エ) 文部科学省建築工事標準仕様書

文部科学省大臣官房文教施設企画部

(オ) 建築工事標準詳細図

(一社)公共建築協会

(カ) 擁壁設計標準図

(一社)公共建築協会

オ 建築積算に関するもの

(ア) 標準単価使用マニュアル

京都市都市計画局

(イ) 公共建築工事積算基準

(一財)建築コスト管理システム研究所

(ウ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編

(一財)建築コスト管理システム研究所

(エ) 建築数量積算基準・同解説

(一財)建築コスト管理システム研究所

(オ) 建築工事内訳書標準書式・同解説

(一財)建築コスト管理システム研究所

(カ) 建築工事見積標準書式/建築工事編

(一財)建築コスト管理システム研究所

(キ) 建設工事標準歩掛

(一財)建設物価調査会

(ク) 工事歩掛要覧

(一財)経済調査会積算研究会

(ケ) 営繕積算システム RIBC2 内訳書作成システム

(一財)建築コスト管理システム研究所

カ 耐震診断及び耐震改修設計に関するもの

(ア) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説

(一財)日本建築防災協会

(イ) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説

(一財)日本建築防災協会

(ウ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説

(一財)建築保全センター

キ その他

(ア) 京都市公共建築デザイン指針

京都市都市計画局公共建築部

(イ) 京都市公共建築物脱炭素仕様

京都市

(ウ) 確認申請事前調査報告書

京都市都市計画局建築指導部

(エ) 京都市版建築法令実務ハンドブック

京都市都市計画局建築指導部

(オ) C A S B E 京都について (H P)

(カ) 中学校施設整備指針

文部科学省大臣官房文教施設企画部

(キ) 京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針

京都市都市計画局景観政策課

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。

(適用基準図書の一覧)

(2) 設 備

ア 設計指針に関するもの

(ア) 建築設備計画基準

(一社) 公共建築協会

(イ) 建築設備設計基準

(一社) 公共建築協会

(ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説

(一社) 公共建築協会

(エ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

(一社) 公共建築協会

(オ) 建築設備耐震設計・施工指針

(一財) 日本建築センター

(カ) 建築設備設計・施工上の運用指針

(一財) 日本建築設備・昇降機センター

(キ) 建築物の省エネルギー基準と計算の手引き

(一財) 建築環境 省エネルギー機構

(ク) 防災設備に関する指針

(一社) 日本電設工業協会

(ケ) 昇降機技術基準の解説

(一財) 日本建築設備・昇降機センター

(コ) 給排水設備技術基準

(一財) 日本建築センター

(サ) 換気・空調設備技術基準・同解説

(一財) 日本建築設備・昇降機センター

(シ) ガス機器の設置基準及び実務指針

(一財) 日本ガス機器検査協会

(ス) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針

(一財) 日本ガス機器検査協会

(セ) 浄化槽の構造基準・同解説

(一財) 日本建築センター

イ 設計図書作成に関するもの

(ア) 建築設備設計計算書作成の手引き

(一社) 公共建築協会

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

(ア) 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)

(一財) 建築保全センター

(イ) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)

(一社) 公共建築協会

(ウ) 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)

(一社) 公共建築協会

(エ) 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)

(一財) 建築保全センター

(オ) 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)

(一社) 公共建築協会

(カ) 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)

(一社) 公共建築協会

エ 積算に関するもの

(ア) 標準単価使用マニュアル

京都市都市計画局

(イ) 公共建築工事積算基準

(一財) 建築コスト管理システム研究所

(ウ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編

(一財) 建築コスト管理システム研究所

(エ) 建築設備数量積算基準・同解説

(一財) 建築コスト管理システム研究所

(オ) 営繕積算システム RIBC2 内訳書作成システム

(一財) 建築コスト管理システム研究所

(カ) 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編)

(一財) 建築コスト管理システム研究所

オ その他

(ア) 京都市公共建築デザイン指針

京都市都市計画局公共建築部

(イ) 京都市公共建築物脱炭素仕様

京都市都市計画局公共建築部

(ウ) 京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針

京都市都市計画局景観政策課

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。

第4章 別表

別表第1－1 基本設計に係る一般業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

告示8号の業務内容		業務内容	適用	備考
設計条件等の整理	条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者が提示するさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議設計	発注者が提示する要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	全部	
	計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	全部	
基本設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制、業務工程等を立案する。	全部	
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	全部	
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、基本設計図書を作成する。	全部	
概算工事費の検討		基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	全部	
基本設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

適用欄の記号の意味は下記のとおりとする。（以下の別表も同様とする。）

全 部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

対象外：業務内容の全てを受注者の業務としない。

別表第1－2 実施設計に係る一般業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

告示8号の業務内容		業務内容	適用	備考
要求等の確認	発注者の要求の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。	全部	
	計画通知に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
実施設計方針の策定	総合検討	意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。	全部	
	実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。	全部	
	実施設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。	全部	
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法施工管理の方法等）を具体的に表現する。	全部	
	計画通知の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。	全部	
概算工事費の検討		実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	対象外	
実施設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

別表第2 追加業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

業 務 内 容	業 務 概 要	適用	備考
建 築 積 算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成	○	
電 気 設 備 積 算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成	○	
機 械 設 備 積 算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徴集、見積検討資料等の作成	○	
解 体 工 事 設 計	解体撤去範囲の検討、解体工事に必要な設計図書の作成、解体工事におけるコストプランニング	○	
透 視 図 の 作 成	大きさ（A3）着色	○	
透視図のカラーコピー	ラミネート加工 各1部 電子データ	○	
模 型 作 製	縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）	—	
模 型 の 写 真 撮 影	カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）	—	
仮使用認定申請書の作成	仮使用認定申請に必要な検討、図書の作成及び事前申請手続き業務	○	
計 画 通 知 手 続 き 業 務	計画通知の手続き業務	○	計画通知作成業務は一般業務に含む
関係法令等に基づく各種申請	各種申請書作成業務及び申請手続き業務	○	
防災計画評定又は防災性能評定	申請書作成業務	—	
省 エ ネ ル ギ ー 関 係	申請書の作成及び申請手続き業務（建築物省エネ法）	○	計算書作成業務はZBE関係に含む
Z E B 関 係	標準入力法による算定書類作成	○	
B E L S 認証申請書の作成 及び申請手続き業務	ZEB Ready の認証を含めた省エネ性能評価を、評価機関において受ける。	—	
リ サ イ ク ル 計 画 書	計画書の作成業務	—	
住民説明等に必要な資料	必要資料等の作成、説明会の出席（法令に基づくものは除く）	○	
京都市美観風致審査会等の 対応	必要資料及び説明資料作成等	○	景観審査会等の対応を含む
総合的な環境保全性に関する検討・評価	CASBEE 等の検討・評価資料の作成	○	
既存建築物の整理（法適合確認）	現地調査及び資料の作成等	○	

電 気 設 備 工 事 の 既 存 図 作 成	「電気設備工事の既存図作成」に基づき、図面調査および現地調査により既存図を作成する	○	
テ レ ビ 電 波 電 界 強 度 調 査	近隣家屋付近への影響が予想される地点でテレビ電波電界強度測定（京都局7波）を行い、アンテナでの受信の可否を確認する。	○	テレビ電波電界強度調査
テ レ ビ 電 波 受 信 障 害 地 域 調 査	近隣家屋へのテレビ電波受信障害発生範囲の机上検討を行う	○	
機 械 設 備 工 事 の 既 存 図 お よ び 機 器 表 作 成	現地調査などから、別紙に基づき、屋外平面図、各階平面図、系統図、機器表（製造者名、型番、仕様を記載した一覧）を作成する。	○	

別表第3-1 設計業務委託の範囲の補足（建築）

委 託 内 容		該当印	業 務 概 要
基本設計	計画に関する調査協議	○	敷地及び周辺状況の調査及び補足測量
			関係法令の調査、関係官公署との協議
			事業所管理局の要望及び施設利用条件の整理
	敷 地 調 査 等 (注1)	ー	類似施設調査（本市以外、複数）
		○	既存施設及び付近の現況調査 （建物・備品類（各教室等の床・天井・壁の現況写真を含む）、人及び車の通行量等）
		○	現況敷地の平面・高低、横断断面等の調査・測量及び図面の作成
		○	真北測定
	計 画 ・ 検 討	○	計画の経済性、施工性、安全性、機能性等の比較検討
			使用材料（耐久性、性能、意匠、実績、市場性）の比較検討
			各種技術資料の収集と比較検討
		○	耐震仕様の検討
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討（ZEB Ready 基準相当以上の実現に向けた計算書を含む）
		○	周辺環境との調和、意匠に関する検討
		○	CASBEE 京都による検討
		○	工事中及び施設運営時の近隣への影響調査
		○	仮設計画、工事スケジュール計画及び工事手順計画（仮使用認定の有無の検討を含む）
		○	許認可を所管する処分庁が要求する説明資料作成
	配置計画の検討	○	敷地利用計画（外構計画も含む）
	設計説明書の作成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
		○	計画概要・基本設計図 等
		○	京都市公共建築デザイン協議会等の説明資料
	工事費概算書の作成	○	種目及び主な科目毎の概算（工事費配分計画を含む）
実施設計	基本設計の点検	○	計画地の詳細調査、関係法規の確認、設計条件の詳細把握
		○	基本設計内容（配置計画、平面計画、意匠計画の再検討、構造計画等）の点検
	設計・検討・調整	○	基本設計の点検結果に基づく設計条件の確定・設計条件確定のための協議
			他工事との調整（工事区分、設備機器の納まりの調整、設備機器の維持管理のための検討）
			基礎構造等の比較検討
			ZEB Ready 基準相当以上の実現に向けた検討（標準入力法による計算書の作成を含む）
			概略工程表の検討
			仮設計画の検討・設計

			コストプランニング
意匠	設計図の作成	○	特記仕様書、工事区分表、参考材料メーカー一覧表、付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、屋外図、矩計図、平面・部分詳細図、展開図、伏図、建具表、撤去図、仮設計画図、スケジュール及び施工手順他
	積算資料の作成	○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他） 参考見積の収集、参考見積比較表
構造	設計図の作成 積算資料の作成	○	構造計算書（計算書及び技術資料収集） 伏図、軸組図、断面詳細図、架構図他
	積算資料の作成	○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他） 参考見積の収集、参考見積比較表
計画通知等の作成		○	計画通知書（注2）、許認可申請書、現況調査書（法第12条5項）等の作成（不適格建築物の現地計測等を含む）及び申請手続き
		○	計画通知関連の関係官庁との事前協議
		○	建築基準法第55条に基づく許可申請書の作成、協議及び申請手続き
		○	高度地区の認定及び許可に係る申請書の作成、協議及び申請手続き
		○	建築基準法第56条の2に基づく許可申請書の作成、協議及び申請手続き
		○	仮使用の認定に係る申請書の作成及び協議
		○	中高層建築物の条例に基づく標識看板の作成、届出書説明資料、報告書の作成
		○	CASBEE 京都による検討（注3）
		○	建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計画書の作成及び申請手続き（注3）
		—	建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価申請書の作成及び申請手続き（注4、5）
		○	景観関係規制、バリアフリー条例、開発非該当（許可不要）等の申請書の作成、協議及び申請手続き
		○	雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書の作成及び協議
		—	特定建築物排出量削減計画書
		—	防災評定手続き
屋外付帯工事設計		○	配置・平面・立面・断面・仕上・数量調書他（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）
解体工事設計		○	解体撤去図、数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）（注6）

	設計説明書の作成等	○	設計、検討、調整等のまとめ
			基礎構造、構造計画のまとめ
			計画概要、配置計画、建築計画等のまとめ
	各種資料の作成	○	許認可を所管する処分庁等が要求する説明資料の作成 施設別の面積表、色分け平面図等施設管理及び国庫補助の申請に必要な図書等の作成
その他	透視図	○	A3(着色)、鳥瞰図2枚、外観図4面、内観図3面
	完成模型	—	別紙仕様による
	地盤調査報告書	—	別紙仕様による
	保全資料の作成	○	「施設保全の手引き」作成

- (注1) 敷地及び周辺状況の調査及び測量は、基本計画等の調査結果を確認し、誤りが認められる場合は修正し、正しい敷地の状況を把握するとともに、敷地境界線変更手続きに必要な敷地面積を把握するための測量及び測量図の作成を含むものとする。
- (注2) 構造計算適合性判定が必要となる場合、手数料は1回を限りとして本市が別途支払う。なお、受注者の責任により再度適合性判定が必要となった場合は、受注者が負担する。
- (注3) 届出義務の有無にかかわらず作成する。
- (注4) BELS 申請の手数料は1回を限りとして本市が別途支払う。なお、受注者の責任により再度申請が必要となった場合は、受注者が負担する。
- (注5) 省エネ適判、BELS の申請に用いる省エネ計算書は、国総研等が取りまとめた住宅省エネ基準に準拠したプログラムを活用できるデータ方式（エクセル等）で作成し、本市職員でも編集可能なものとする。
- (注6) 現況調査のうえで、撤去図の作成、撤去数量積算を行い、内訳書を作成する。

別表第3-2 設計業務委託の範囲の補足（設備）

委 託 内 容		該当印	業 務 概 要
基 本 設 計	計画に関する調査協議	○	現地調査、企業者協議（電力・電話・ガス・上下水道）
			関係法令の調査、関係官公署との協議
			事業所管理局の要望、施設利用条件の整理
			既存施設及び付近の現況調査（設備）
		－	類似施設調査（本市以外、複数）
	計 画 ・ 検 討	○	設備方式の検討（比較検討を含む）
			技術資料の収集、使用機材の検討
			計画数値の検討、主要機器概算容量の算出
		○	耐震仕様の検討・環境対策・省エネ・省資源の検討
		○	維持管理（資格者、法定・自主点検等）の検討
		○	CASBEE 京都による検討 省エネルギー計算書の検討
		○	京都市公共建築デザイン協議会等の説明資料作成
		○	設備方式のフロー、ゾーニング
	配 置 計 画 の 検 討	○	設備スペース、主要機材の配置、主要機器搬出入経路
			他工事との調整
		－	通信システム等設備取付位置の検討
	設 計 説 明 書 の 作 成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
	工 事 費 概 算 書 の 作 成	○	設備中科目毎の概算
実 施 設 計	基 本 設 計 の 点 検	○	関係法規の確認、利用条件の把握、基本設計内容の総点検と修正 等
	計画に関する調査協議 計 算 書 の 作 成 設 計 ・ 検 討 ・ 調 整	○	設備方式・使用機材・配置計画等の点検、省エネ・環境負荷等の比較検討資料の作成
		○	各種機材の容量算出、幹線計算（既設非改修部分含む）、設備容量の検討等
		○	基本設計の点検結果に基づく設計条件の確定・設計条件確定のための協議
			機材配置の検討、工事区分の検討、他工事との調整
			コストプランニング
	設 計 図 書 の 作 成	○	特記仕様書、標準仕様書、工事区分表、付近見取図、配置図、系統図、平面図、詳細図、姿図、機器仕様、盤結線図、塗装図、スケジュール及び施工手順他
	積 算 資 料 の 作 成	○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）
			参考見積の収集、参考見積比較表

	計 画 通 知 等 の 作 成	○	計画通知書の作成（設備関係）
		○	許認可申請等の作成
		○	関係官庁との事前協議（公害・排水槽・消防・景観他）
		○	省エネルギー関係計算書（上記に含む）
	解 体 撤 去 工 事 設 計	○	解体撤去図、特記仕様書、数量調書等（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）（注1）
	設 計 説 明 書 の 作 成	○	調査・協議・検討・配置計画等の作成（設計方針）
			計画概要書・計画書・設計書 等

（注1）現況調査のうえで、撤去図の作成、撤去数量積算を行い、内訳書を作成する。

別表第4-1 引渡し成果物（建築）

該当印	名 称	提出 部数	備 考
基本設計			
○	基本設計図書（計画図、検討書）	1	設備部分を含む、データのみ
○	〃（工事費概算書）	1	データのみ
○	基本設計説明書	5	タイトル印刷付製本、設備と合冊、データ共
○	現況調査報告書	1	現況図、現況写真、データのみ。 監督員が指示する日までに提出する。
○	法令調査報告書	1	データのみ。 監督員が指示する日までに提出する。
○	京都市公共建築デザイン協議会説明資料	必要 数	データ共。 監督員が指示する日までに提出する。
○	省エネ関係計算書 概略版（ZEBReady （ $BEI \leq 0.5$ ）達成に必要な仕上げ及び仕様 がわかるもの）	1	データのみ
実施設計			
○	設計図（意匠図・構造図）	7	タイトル印刷付製本、CAD・PDF データ共
○	構造計算書、既存校舎構造検討資料	1	データ共
○	数量積算書・集計表	1	データのみ、拾い図共
○	参考見積書（機材メーカー）	1	データ共、あて先：京都市長
○	参考見積比較表	1	データのみ、エクセルデータとすること
○	内訳書・代価表（R I B C 2）	1	データのみ、RIBC2 データとすること
○	協議記録（関係官公署他）	1	データのみ
○	打合せ記録（監督員）	1	データのみ
○	各種技術資料・検討記録	1	データのみ、 有害物質含有建材使用の有無に関する報告ほ か
○	実施設計説明書	5	タイトル印刷付製本、設備と合冊、 データ共
○	各種許認可申請書、届出書	必要数 +控え	データ共、控えは申請、届出前に提出
○	計画通知等	必要数 +控え	データ共、控えは申請、届出前に提出
○	建築基準法第12条第5項による報告書	必要数 +控え	データ共、控えは申請、届出前に提出
○	計画通知及び許認可関連の事前協議書	必要数	データ共、
○	雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書	必要数 +控え	データ共、控えは申請、届出前に提出
○	省エネルギー関係計算書	必要数	データ共、控えは申請、届出前に提出
○	既存校舎構造検討資料	1	

○	耐震診断結果報告書	1	作成した電子データ、電算入力データ、報告書の PDF 共
—	耐震診断判定書等		
○	ZEB 関係資料（標準入力法）	1	データのみ
○	CASBEE 京都（設備部分を含む）	1	データのみ
○	仮使用認定申請書	1	データのみ
—	工事費概算書		データ共 監督員が指示する日までに提出する。
—	企画検討協議報告書		
—	特定建築物排出量削減計画書		
—	防災評定手続き		
その他			
○	透視図及びカラーコピー （ラミネート加工）	1	鳥瞰・内観・外観の指定箇所 （計 9 か所）A3 版 データ共
○	施設保全の手引き	1	データのみ、設備部分を含む
—	BELS の評価資料	1	データ共
—	模型及びカラー写真		

※ すべての成果品において、PDF データに加え編集可能なオリジナルデータを提出すること。

※ データ提出は CD-R 等とし、提出部数は以下のとおり。

建築、電気、機械まとめたもの：3 部

※ CAD 電子納品はオリジナル CAD、SXF、jww 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なるよう、線の太さ等の設定を行うこと。なお、画像を貼り付ける場合は、図面に画像データをリンクさせず、図面内に画像データを貼り付けて一体化したデータとする。

※ 設計図のサイズは下記とする。設計図の PDF データは、当課にて決定処理された工事設計図を、原寸大のまま PDF 化したものを入力した CD-R 等を提出する。

新築（増築） A1

改修及び解体 A2（ただし、監督員と協議のうえ A1 とすることができる）

※ 原紙又は複写が必要な成果物は、設計図（意匠図及び構造図）及び透視図（ラミネート）を除き、原則として A4 版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。

※ タイトル印刷付製本とある製本のサイズは A3 サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本）とする。

※ 内訳書・代価表は、営繕積算システム RIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によって入力した CD-R 等を提出する。RIBC2 プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。

※ 設計図の 7 部とは、本市が押印した原紙の複写で、以下の通り。なお、解体工事に係る実施設計図は新築工事及び改修工事の実施設計図とは分冊（建築、設備合冊）とし、必要部数については、新築工事と同数とする
A3 サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本） 7 部

（参考）

R I B C 2 プログラム問合せ先

（一財）建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 フロンティア御成門ビル 5 階

TEL 03-3434-1530 FAX 03-3434-5476

別表第4-2 引渡し成果物（設備）

該当印	名 称	提出部数	備 考
基本設計			
○	基本設計図書（計画図、検討書、諸元表）	1	データのみ
○	〃 （工事費概算書）	1	データのみ
○	基本設計説明書	5	建築と合冊
○	現況調査報告書	1	現況写真、データのみ。監督員が指示する日までに提出する。
○	法令調査報告書	1	データのみ
○	電気設備工事の既存図	1	電気のみ、CAD データ共
○	機械設備工事の既存図、機器表	1	機械のみ、CAD データ共
実施設計			
○	設計図（設備図）	7	タイトル印刷付製本、CAD・PDF データ共
○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）	1	データのみ、拾い図共
○	参考見積書（機材メーカー）	1	データ共、あて先：京都市長
○	参考見積書比較表	1	データのみ、エクセルデータとする
○	各種計算書	1	データのみ
○	テレビ電波受信障害地域調査報告書	1	データとも
○	打合せ記録（関係官公署・企業者他）	1	データのみ
○	各種技術資料・検討記録	1	データのみ、 有害物質含有建材使用の有無に関する報告ほか
○	打合せ記録（監督員）	1	データのみ
○	計画通知等の作成（設備関係）	必要数	建築に含む
○	計画通知関連の事前協議書	必要数	データのみ
○	計画通知関連の設置予定書	必要数	データのみ
○	機器台帳	1	データのみ、エクセルデータ共
○	省エネルギー関係計算書	1	データ共、控えは申請、届出前に提出
○	ZEB 関係資料（標準入力法）	1	データのみ
○	実施設計説明書	5	建築と合冊

※ すべての成果品において、PDF データに加え編集可能なオリジナルデータを提出すること。

※ データ提出は CD-R 等とし、提出部数は以下のとおり。

建築、電気、機械まとめたもの：3部

※ CAD 電子納品はオリジナル CAD、SXF、jww 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なるよう、線の太さ等の設定を行うこと。なお、画像を貼り付ける場合は、図面に画像データをリンクさせず、図面内に画像データを貼り付けて一体化したデータとする。

※ 設計図のサイズは下記とする。設計図の PDF データは、当課にて決定処理された工事設計図を、原寸大のまま PDF 化したものを入力した CD-R 等を提出する。

新築（増築） A1

改修及び解体 A2（ただし、監督員と協議のうえ A1 とすることができる）

- ※ 原紙又は複写が必要な成果物は、設計図を除き、原則として A4 版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。
 - ※ タイトル印刷付製本とある製本のサイズは A3 サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本）とする。
 - ※ 内訳書・代価表は、営繕積算システム RIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によって入力した CD-R 等を提出する。RIBC2 プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。
 - ※ 設計図の 7 部とは、本市が押印した原紙の複写で、以下の通り。なお、解体工事に係る実施設計図は新築工事及び改修工事の実施設計図とは分冊（建築、設備合冊）とし、必要部数については、新築工事と同数とする
- A3 サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本） 7 部

（参考）

R I B C 2 プログラム問合せ先

（一財）建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 フロンティア御成門ビル 5 階

Tel 03-3434-1530 FAX 03-3434-5476

電気設備工事の既存図作成

貸与する基本計画図（CAD(jww)）、マイクロ図面、関係省庁図面、現地の状況から既存図を作成する。

なお、工事対象外建物の作成は不要であるが、工事に関連する場合は作成すること。

また、本図をもとに仮設や切り回しの要否及び内容を判断するため、特に外壁や窓枠・建具近傍の現況については、正確に記載すること。

■ 電気設備とは、「設計委託業務仕様書 第1章 4 (2) カ 電気設備一式」による。

作成する既存図に記載する内容は、次を参考とする。

1. 受変電設備図

単線結線図及びキュービクル姿図を図示すること。

2. 盤結線図

分電盤、動力盤、開閉器盤について作成すること。

3. 系統図

幹線・動力設備、構内交換設備、構内情報通信網設備、拡声設備、テレビ共聴設備、監視カメラ設備、誘導支援設備、自動火災報知設備、防排煙設備について作成すること。

4. 現状・撤去図

幹線・動力設備、電灯設備、コンセント設備、構内交換設備、構内情報通信網設備、拡声設備、テレビ共聴設備、監視カメラ設備、誘導支援設備、自動火災報知設備、防排煙設備の機器、配管配線及び配線器具を図示すること。

また、既設天井点検口も図示すること。

5. 構内配電線路図、構内通信線路図

幹線・動力設備、構内交換設備、構内情報通信網設備、拡声設備、テレビ共聴設備、監視カメラ設備、誘導支援設備、自動火災報知設備、防排煙設備の配管配線について、図示すること。

機械設備工事の既存図及び機器表の作成要領

貸与する基本計画図（CAD(jww)）、マイクロ図面、関係省庁図面、現地の状況から既存図を作成する。

なお、工事対象外建物の作成は不要であるが、工事に関連する場合は作成すること。

また、本図をもとに仮設や切り回しの要否及び内容を判断するため、特に配管ルートの現況については、正確に記載すること。

■ 機械設備とは、「設計委託業務仕様書 第1章 4 (2) ク 機械設備一式」による。

作成する既存図に記載する内容は、次を参考とする。

6. 配置図

- ・配管のルート、管種、管径、系統バルブ、桝仕様、桝深さを図示すること。

7. 機器表

- ・既存空調換気衛生機器の能力について積算/改修に必要な項目を記載すること。

空調設備	定格冷房能力・圧縮機の定格出力・使用冷媒種類・電源種別・設置方式・リモコン位置・マルチタイプの場合は系統 等
換気設備	壁付換気扇の羽径・電源種別・付属品（ウェザーカバー・ダクト・FD・VC等）
タンク類	材質・容量・重量 等
衛生器具	衛生陶器種類（例：タンク式洋風便所）
ガス機器	号数、燃料消費量 等
その他	・100kg以上の機器に関しては重量を記載すること ・メーカー、型番が判読できる機器に関しては記載すること ・監督員の指示により必要機器の能力を記載すること

8. 衛生系統図

- ・屋外、屋内配管の系統を図示すること。

給水管（消火管含む）	本管の引き込みから流末まで
排水管（通気含む）	屋内分のみ

9. 平面図

- ・機器表に記載の機器を図示すること。
- ・空調衛生配管のルート、管種、管径、系統バルブを図示すること。

10. 部分詳細図

- ・機械室、便所、特別教室、出窓流し等の配管が密集する箇所について作成すること。

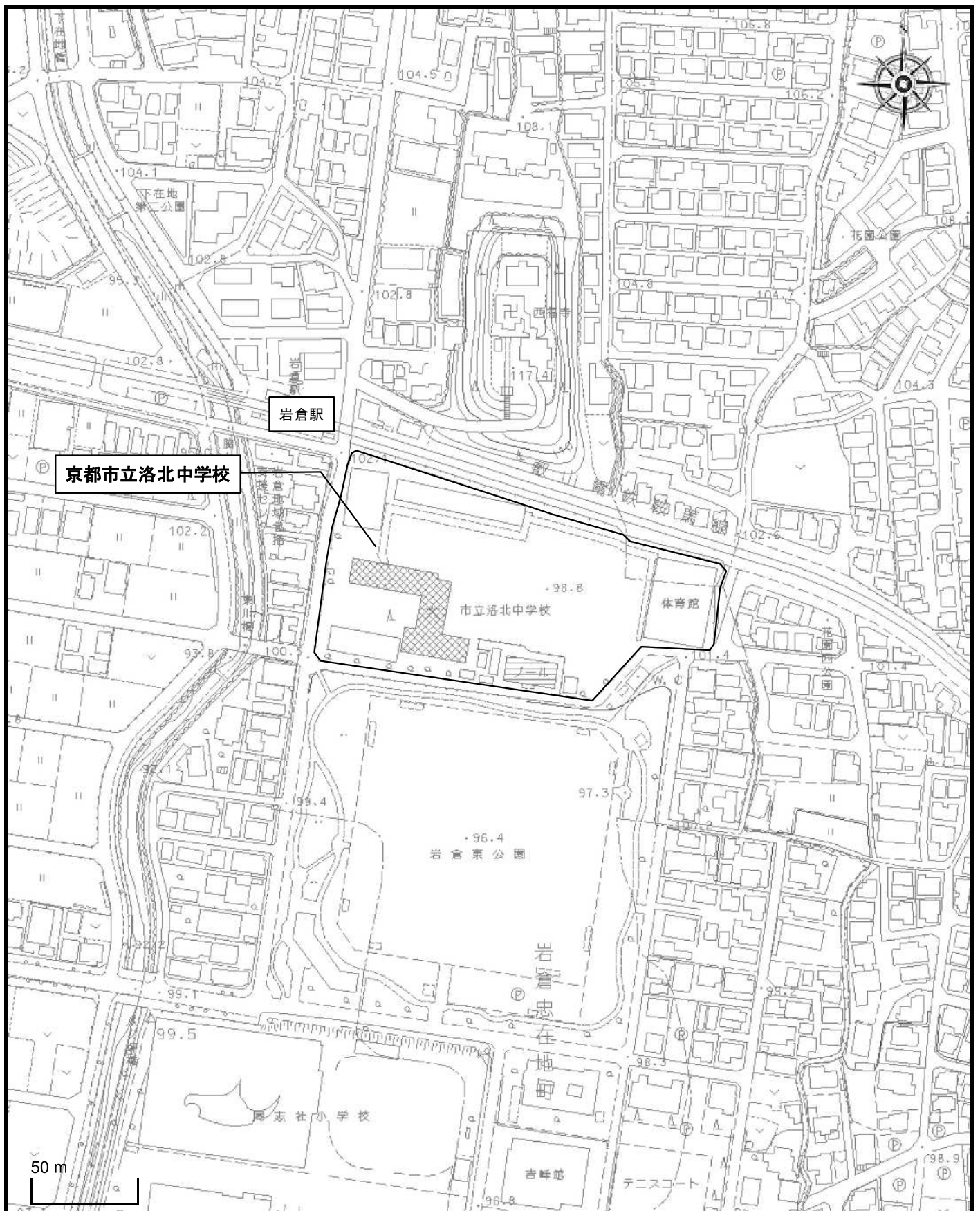
11. 留意事項

- ・外壁の既存配管貫通部について記載すること。（アルミパネ、腰壁等）

以上

付近見取図

別紙1



既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤去工事基本方針

本方針は、解体工事に関わる電気設備の設計において、基本的な考え方を示すものである。
特に有害物質が含まれる機器や地中埋設配管等は、適切に撤去するよう注意する。

1 図面

- ・ 「2 積算対象」となる機器・配管・配線等のみ、現場と既存図面（マイクロ図面）に相違がないかを確認する。相違がない場合は既存図面を貼付け、相違がある場合は新たに図面を作成する。
- ・ 「7 図面注記」を記載する。
- ・ 切り回しが必要な場合は、切り回しの図面を作成する。

2 積算対象

	対象機器等	備考
配管類	地中埋設配管・配線、ハンドホール	全ての強電・弱電
	鋼管柱・コンクリート柱	引込柱・外灯等
	上記に伴う土工事及び基礎	建築側で解体しない場合は、電気側で積算する。
機器	自立盤 (発電機やキュービクルを含む)	・ 自立盤であれば盤の大小に関係ない。 ・ 発電機やキュービクル等も積算対象。 ・ 撤去歩掛は、プルボックス相当で積算する。 ・ 単独重量 100kg 以上は、搬出費を積算する。
	自立盤のコンクリート基礎	建築側で解体しない場合は、電気側で積算する。
	受変電機器 高圧ガス開閉器 (PGS、GCB)	S F 6 など有害物質を含む可能性のあるものに限る。
	受変電機器 絶縁油を使用するトランス・コンデンサ・リアクトル等	P C B の有無に関わらず、積算する。
	低圧進相用フィルムコンデンサ	主に動力盤内に設置され、P C B を含む可能性のあるものに限る。
	照明器具 (蛍光灯、水銀灯のみ積算対象)	水銀を含まない白熱灯・L E D 照明は積算対象外とする。
	煙感知器	イオン化式以外の定温式感知器等は、積算対象外とする。

3 処分費

「2 積算対象」となる機器・配管・配線等のみ、計上する。

(1) 処分費対象（代表的な対象品目を示す）

ア 金属屑	照明器具、受変電機器、発電機 地中埋設配管（P E）
イ 廃プラスチック	地中埋設配管（F E P、H I V E）、感知器、電線被覆
ウ コンクリートがら(有筋)	ハンドホール、コンクリート柱、自立盤基礎
エ 蛍光管	蛍光灯管球、水銀灯ランプ
オ ナゲット処理	故材対象となる電線、ケーブル（被覆を含めた重量）
カ 廃油	変圧器、進相コンデンサの絶縁油（P C Bの含まれていないもの）

(2) 重量の算定

- ・ 重量根拠は、別紙による他、メーカーカタログのコピー等を添付する。
- ・ 盤等は、表面積（6面）に単位重量を乗じたものとする。

4 故材費

「2 積算対象」となる機器・配管・配線等のみ、計上する。

(1) 故材費対象（代表的な対象品目を示す。）

ア 鉄くず（H 2）	鋼板製盤、キュービクル、ハンドホール蓋、鋼製電線管、鋼管柱
イ 鉄くず（H 4）	ワイヤーロープ類（電柱支線等）
ウ ステンレスくず（SUS304）	S U S 製盤
エ 2号銅線	電線、ケーブル

(2) 重量の算定

- ・ 重量根拠は、別紙による他、メーカーカタログのコピー等を添付する。
- ・ 盤等は表面積（6面）に単位重量を乗じたものとする。その場合の板厚は次のとおり。

鋼板製キュービクル	t=2.3mm
鋼板製盤	t=1.6mm
S U S 製盤	t=1.2mm

(3) その他

- ・ 1号銅線も2号銅線とみなす。

5 P C B 調査

(1) 設計時点で明らかにP C Bの有無が分かっているもの

P C B含有が認められる物は、依頼局にて保管対応を行うこととし設計には含まない。P C B含有が認められない物は、「P C B含有調査済 P C B含有無し」を記載する。

(2) 設計時点でPCBの有無が分かっていないもの（変圧器・進相コンデンサ・照明器具等）

現地調査を行い、機器に表示されている製造者、型番、製造番号をもとに製造メーカーにPCB含有の調査を行う。

行った結果、PCB含有が認められた場合、PCB含有であることを記載する。その場合、可能な限り製造メーカーから証明書を発行してもらう。

含有の有無が分からない変圧器・進相コンデンサは、「PCB含有調査要」を記載し調査費を計上し、PCB含有が認められない場合を想定して機器処分費を計上する。

含有の有無が分からない照明器具は、PCB含有が認められない場合を想定して機器処分費を計上する。

6 その他の建設副産物

(1) イオン式煙感知器

製造メーカー等に送付し適切に処理することを記載する。

(2) 六フッ化硫黄ガス（SF₆）を使用した機器（開閉器等）

「六フッ化硫黄ガス回収処理要」を記載し、製造メーカーからガス回収（処分）費、運搬費の見積書を徴収し計上する。

(3) アスベスト

発電機のカスケット類など、含有の疑いのあるものは製造メーカーに問合せ、図面に記載する。

(4) 二次電池

- ・鉛蓄電池は、仕様等を図面に記載の上、製造メーカーに処理費の見積書を徴収し計上する。
- ・非常照明、誘導灯、受信器などの機器に付属する小型二次電池については、費用を計上しない。

(5) 発電機

製造メーカーに、アスベストや二次電池なども含めた処理費及び引取りの運搬費の見積書を徴収し、計上する。小型のものは、場合に応じて金属くずで重量を計上する。

7 図面注記

(1) 解体撤去工事（電気図面に共通で特記する）

本図面は、解体対象の設備のうち、有害物質を含んでいる機器等を適切に処分するために平面図等へ位置を示している。本図面に記載が無くても当該建物を解体するにあたり付属している諸設備の機器及び配管配線については、建物の内外に関わらず全て撤去を行い適切に処分すること。

また、地中埋設配管配線、外灯基礎等の撤去については、地中に残置することのないように配置図等へ位置を示しているので、注意して撤去すること。

(2) P C B 含有の疑いがある設備を撤去する場合

撤去する機器が「使用済 P C B 電気機器」に該当するか調査を行い、「廃棄物処理法」等関係法令を遵守し処理するとともに、以下に従い適切に処理する。

- (1) 撤去した照明器具、受変電設備等（変圧器、コンデンサ）等は、P C B 使用の有無を確認し、その全リスト（機器名、形式、P C B の有無、台数等）を監督員に提出する。
- (2) 工事の際に撤去する高圧機器絶縁油の P C B 含有分析試験を行うこと（試験は特定計量証明業者により行うものとする）。試験の対象となる機器は図中特記による。図中特記したもの以外に P C B 含有の疑いのある機器が見つかった場合は、監督員に報告し、指示を受けること。P C B の含有量が環境省令第 2 3 号に基づく基準値（当該廃油に含まれる P C B の量が試料 1 k g につき 0. 5 m g）以下であれば、受注者にて高圧機器と絶縁油の撤去、処分を適正に行う。
 - ・ P C B 含有分析試験を行う際には、分析結果が出るまで当該機器を回路から取り外さないこと。（停電状態かつ遮断器は開放状態とするが、機器を回路から取り外して移動させないこと。）分析の結果、P C B が含有されると判明した場合は、保管箱が納入または支給されるまで回路から取り外さないこと。（当該廃棄物の管理責任者との協議により、監督員の指示が別途ある場合は、それに従うこと。）
- (3) P C B 含有物廃棄物（安定器のコンデンサ等含有物とみなすものを含む）は、ビニル袋等に梱包のうえ、金属製保管箱（別途）（本工事で納入する保管箱の対象となる機器は図中特記による）に収納し、監督員の指示に従い所定の場所に搬入する。保管箱は廃棄物処理法および P C B 廃棄物の運搬容器のガイドライン等に準拠したものとする。保管箱には「P C B 汚染物」と記したラベルを 5 面に添付する。
- (4) 工事エリア内で一時保管する場合は、保管位置、梱包・養生の状態等を監督員に報告する。また、特別管理産業廃棄物保管基準等に従い掲示板を設置すること。
- (5) その他撤去機器については、受注者にて適正に処置する。

(3) 解体撤去にあたり申請手続きが必要な場合

本工事に必要な官公署、電力会社等への申請（廃止）手続きは受注者が行う、その費用は本工事に含む。

又は

本工事に必要な官公署、電力会社等への申請（廃止）手続きは施設管理者が行うが、受注者は申請に必要な書類等の作成を行い、その費用は本工事に含む。

(4) 受変電設備の停電を伴う場合

高圧部の停電にあたっては、電気主任技術者の立会いのもとに作業を行うこと。電気主任技術者の立会費用は本工事に含む。

(5) 蓄電池等その他機器を撤去する場合

- ・ その他（ランプ類、小型二次電池並びに機器、材料等）

その他撤去した電気設備の器具、材料等の処理等については、解体共仕（3. 4. 1（1））により再資源化すること。

既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去工事設計方針

建築一括発注する建築物のとりこわし工事（解体工事）において，建築物に付属する機械設備類に対する図面作成及び積算は，「建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下，「解体共仕」という。）によるほか，下記の各項目に従い実施する。

1 図面

（１）図面に明記すべき項目

図面には，発注者及び受注者双方が適正に積算を行える情報をすべて記載するものとし，概ね下記項目を記載する。

ア 撤去機器等の位置がわかるもの（平面図等）

基本的には建築の平面図とは別で作成する。

イ 撤去機器等の仕様，数量がわかるもの（機器表等）

機器表には可能な限り既設機器の製造者名や型番を記載する。

可能な限りフロン等の種類，量，処理方法を記載する。

アスベスト含有品は，その旨を明記する。

ウ 撤去する配管やダクト類の位置，仕様がわかるもの（平面図等）

機械設備として撤去積算する配管，ダクト類は全て記載する。

アスベスト含有箇所・範囲は，その旨を明記する。

建築のとりこわし工事で同時に撤去される配管，ダクト類についても，可能な限り記載する。

屋外排水桝については，桝リストを作成し，桝の大きさ及び深さを記載する。

エ 給排水，ガスの末端処理方法及び位置がわかるもの（平面図，配置図等）

必要な手続きについても記載する。

オ 設備工事単独に必要な仮設足場等の位置及び仕様がわかるもの（平面図）

（２）その他

図面は既存図面（マイクロ）を使用してもよいが，現場と相違する場合や既存図面がない場合は，新たに図面を作成する。

ただし，図中特記により必要な情報が与えられる場合には，必ずしも新規に図面を作成する必要はない。

2 積算

（１）共通事項

積算の対象とするか否かは，撤去するに当たり，建築物をとりこわす手間とは別に手間をかける

必要があるか否かで判断する。

(2) 積算対象の設備

ア 機器類

積算の対象とする機器類は、概ね下記のとおりとする。

なお、単独機器質量が 100kg 以上のものについては、別途場外搬出に係る費用を計上する必要がある。

- ・空気調和設備（室内設置機器類含む）、換気設備
- ・空調用ポンプ類、タンク類、ヘッダー類
- ・自動制御機器のうち自動制御盤及び中央監視盤
- ・揚水ポンプ、給水ポンプユニット、深井戸ポンプ、給湯循環ポンプ、消火ポンプ、汚物ポンプ、汚水ポンプ、雑排水ポンプ等のポンプ類
- ・ボイラー、温水発生機、ガス湯沸器等の給湯機器類
- ・受水槽（RC 製除く）、高架水槽、給湯用タンク、消火用充水タンク等の水槽類
- ・屋内消火栓箱、屋外消火栓箱等の消火設備
- ・設備機器類据付用の鋼製架台類
- ・その他

イ 衛生器具類

便器、手洗器等の衛生陶器類（ただし、和風大便器のように大規模なはつりを伴うものを除く）

※ 化粧鏡及び水栓類については、特別な手間をかけずに撤去されてしまうと考えられるため、積算の対象としない。

ウ 配管類

積算の対象とする配管類は、概ね下記のとおりとする。

(ア) 屋内配管

基本的には、全ての屋内配管は建築物のとりこわし時に特別な手間をかけずに撤去されてしまうと考えられるため、積算の対象としない。ただし、下記の場合に限っては別途積算を行う。

- ・蒸気配管や給湯配管等において保温材にアスベストが含有されている可能性がある場合で、当該部分（エルボ等）のみもしくは当該配管全てを除去する場合
- ・フランジパッキンとしてアスベストパッキンが使用されている可能性がある場合で、当該部分のみもしくは当該配管全てを除去する場合

(イ) 屋外配管

基本的には屋外配管（埋設配管）は全て積算の対象とする。ただし、建築物基礎解体時に掘削される範囲にあるものは、掘削時に撤去されると考えて、積算の対象としない。また、散水栓ボックス、水栓柱、弁類（弁ボックス共）、小口径桝は、撤去配管の一部として取扱うものとし積算の対象としない。

エ ダクト類

基本的には、全てのダクト、ダンパー、キャンパスダクト等は建築物のとりこわし時に特別な手間をかけずに取れてしまうと考えられるため、積算の対象としない。

ただし、アスベスト含有ダクトパッキンが使用されている場合には、当該部分のみもしくは当該ダクト全てを積算の対象とする。

オ その他計上する必要があるもの

上記の他に、別途計上する必要がある項目は、概ね下記のとおりとする。

- ・吸収液（臭化リチウム）の回収、処分等に係る費用
- ・フロンの回収、破壊処理等に係る費用
- ・給水引込みの閉栓処理等に係る費用
- ・下水取付管のキャップ止め等に係る費用
- ・ガス引込みの切離し費用
- ・ガスパージに係る費用（口径80A以上かつ配管延長3m以上）
※上記以外のガス管については、エアーパージのみとし費用は計上しない。
- ・借用メーター撤去、返納に係る費用（市営住宅の場合）
- ・大型クレーン費用・足場設置費用（いずれも機械設備として単独で必要な場合）

（3）積算方法

積算対象設備の撤去積算は、「公共建築工事標準単価積算基準（機械設備工事）」の「撤去工事」による。

3 処分費

- （1）処分費は、2（2）において積算対象とする設備について各重量を材質毎に計上し、建築のとりこわし工事で撤去する配管等については計上しない。
- （2）家電リサイクル法の適用を受ける品目については、法定リサイクル料（消費税等を含まない額）を処分費として計上する。
- （3）廃消火器については、リサイクル扱いとなるため、消火器リサイクルシール費用（消費税等を含まない額）を処分費として計上する。
- （4）アスベストを含有している可能性がある製品（ボイラー等）については、製造者にアスベスト含有の有無を確認し、含有されている場合には、アスベスト含有廃棄物として重量を計上する。
- （5）水栓類、衛生器具類のパッキンやシールは、非飛散性アスベスト含有製品として処分費を計上する。
- （6）故材評価を行うもの以外については、建築工事標準単価表（機械設備工事）に記載されている処分費単価を用いて積算する。
- （7）発生材の運搬、処分費は、元請となる工種（建築工事）でまとめて計上するため、設備工事としては品目別の数量を建築担当に提供する。（RIBC形式で提供してもよいが、最終的には全体

の合計の数量で計上する必要があるため、基本料金単価（一式単価）を使用している場合は注意が必要である。）

4 故材費

故材費は、故材評価金額（負の数字）を処分費として計上することにより積算を行う。

故材評価を行う品目は、下記のとおりとする。ただし、作動油やグリス等で汚損されている機器については、故材評価は行わず金属くずとして処分する。

- （１）ステンレス製ヘッダー，ステンレス製タンク，厨房機器。

5 その他注意事項

- （１）設計に先立ち現場調査を行い、既存建物及び設備の状態を十分確認したうえで設計を行う。
- （２）備品類等，工事に先立ち施設所管局により撤去されるものを確認する。
- （３）上下水引込部の撤去範囲及び復旧方法などについては，事前に管理者と協議を行ったうえ，図面及び積算に反映させる。
- （４）給水管を本管分水栓で閉栓処理する場合で，舗装本復旧費用を後納扱いとする場合には，工事請負費とは別費目の予算が必要となるため，その額及び支払い時期の調整を行う。
- （５）敷地外のガス配管撤去については，原則ガス事業者負担となるため，事前に協議を行ったうえ情報を共有しておく。
- （６）建築，電気，機械一括発注となるため，積算等に重複がないよう，十分調整を行う。